

信州リサイクル製品認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、限りある資源の有効な利用を促進し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、信州リサイクル製品普及拡大協議会（以下「協議会」という。）が行う信州リサイクル製品の認定及び当該製品の利用の推進に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 循環資源

廃棄物及び人の活動に伴い副次的に発生し不要となる物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）のうち、有用なものをいう。

(2) 再生利用

循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。

(3) リサイクル製品

主として長野県内（以下「県内」という。）で発生する循環資源を再生利用して、県内の事業所で製造加工される製品のうち、品質を一定に維持できるものをいう。

(4) リサイクル資材

リサイクル製品のうち、長野県（以下「県」という。）が発注する建設工事での使用を考慮して別に定める信州リサイクル製品評価基準で指定する品目の建設資材をいう。

(認定及び認定基準等)

第3条 協議会は、リサイクル製品のうち、次の各号に掲げる要件（以下「認定基準」という。）のいずれにも適合すると認める製品を学識経験者の意見を聴いた上で、信州リサイクル製品（以下「認定製品」という。）として認定することができる。

- (1) 製品の普及を通じて、県内の廃棄物の排出抑制及び循環資源の利用の促進について、具体的な効果が期待できるものであること。
- (2) 製品の製造、流通、使用、リサイクル又は廃棄の各過程において、環境負荷の低減に十分配慮された製品であること。
- (3) 法令等による基準を遵守し、生活環境の保全のための必要な措置が講じられている事業所において製造された製品であること。
- (4) 製品に関する消費者とのコミュニケーション体制及び消費者の視点に立った適切な情報公開体制が講じられている事業所において製造された製品であること。
- (5) 申請時において現に県内で販売され、又は申請の日から6月以内に県内で販売されることが確実な製品であること。
- (6) 製品が、別に定める信州リサイクル製品評価基準（以下「評価基準」という。）に適合していること。

2 協議会は前項の認定を行うに当たって、必要な条件を付することができる。

(募集)

第4条 リサイクル製品の募集は、期間を定めずに行う。

(申請)

第5条 第3条第1項の認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、信州リサイクル製品認定申請書（様式第1号）により、前条の募集期間内に協議会に申請するものとする。

(申請者の欠格要件)

第6条 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからヘまでのいずれかに該当する場合は申請者となることができない。

(品質審査等)

第7条 受けようとする認定の種類がリサイクル資材である場合の申請者は、当該製品の製造事業所（以下「工場」という。）の品質管理状況を確認することを目的として協議会が行う品質審査（以下「品質審査」という。）を受けなければならない。

2 前項の品質審査は、第5条の申請時に、品質審査申請書（様式第2号）により協議会に申請するものとする。

3 協議会は、審査に必要と認める場合は、事務局職員に工場での現地調査を実施させることができる。

4 協議会は、申請者に対し、審査に必要な資料の提出及び追加の試験の実施を求めることができる。その場合の費用は申請者の負担とする。

(審査会及び認定の決定)

第8条 削除

(認定証の交付)

第9条 協議会は、第3条第1項の規定による認定を行ったときは、信州リサイクル製品認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）を申請者に交付するとともに、この旨を公表する。

(認定の有効期間)

第10条 認定の有効期間は、認定した日から3年間とする。

2 前条により認定証を交付された申請者（以下「認定事業者」という。）は、有効期間満了後も認定を継続させようとするときは、有効期間の終了する前に、信州リサイクル製品認定更新申請書（様式第4号）を協議会に提出し、その認定を受けなければならない。

3 前項の規定による認定（以下「更新認定」という。）の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了日の翌日から3年間とする。

4 更新認定を受けられなかった場合、第3条第1項の規定による認定は、有効期間の満了をもって失効する。ただし、更新認定に係る審査期間中に当該有効期間が満了した場合にあっては、更新認定に係る審査が終了するまでは認定製品とみなすものとする。

(変更の届出等)

第11条 認定事業者は、認定製品の申請事項に変更が生じたときは、すみやかに信州リサイクル製品変更届出書（様式第5号）により協議会に届け出なければならない。原則として協議会が認定した日を受理日とするが、製品名、代表者名、所在地又は住所等の軽微な変更については、事務局が受理した日とする。

2 協議会は、当該変更事項が認定の適否に影響すると判断したときは、認定事業者に対し、必要な事項の改善を求めることができる。

3 認定事業者は、認定証を亡失し、滅失し、破損し、又は汚損したときは、信州リサイクル製品認定証再交付申請書（様式第5-2号）を協議会に提出し、認定証の再交付を申請することができる。

4 協議会は、前項の申請があった場合には、信州リサイクル製品認定証（様式第3-2号）を交付することができる。

- 5 前2項の規定は、認定事業者が社名、代表者名又は所在地若しくは住所の変更により認定証の再交付を求める場合に準用する。

(認定製品の表示)

第12条 認定事業者は、認定製品又は当該認定製品に係る容器若しくは包装、製品説明書等の消費者が識別しやすい場所に、次の事項を表示するものとする。

- (1) 別に定める認定マーク及び表示区分が設定されている場合はその表示
- (2) 信州リサイクル製品の文字
- (3) 循環資源の種類、含有率
- (4) 正しい使用方法及び管理方法

- 2 認定事業者は、認定製品の品質及び性能について事実と異なる表示をしてはならない。
- 3 何人も、認定製品以外の製品について、認定製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定事業者の義務)

第13条 認定事業者は、認定製品が評価基準に適合するように品質及び性能を維持しなければならない。

- 2 認定事業者は、1年に1回、認定製品の評価基準への適合状況を確認するため、試験又は検査を実施し、その結果を信州リサイクル製品評価基準適合状況報告書(様式第6号)により協議会に報告するとともに、報告をした日から当該試験又は検査に係る資料等を5年間保存するものとする。
- 3 認定事業者は、毎年4月30日までに、前年度の認定製品の販売状況等について、信州リサイクル製品販売状況等報告書(様式第7号)により、協議会に報告するものとする。
- 4 認定事業者は、循環資源を含む原材料の受入先及びその受入量を記録又は帳票等により管理するとともに、5年間保存するものとする。
- 5 認定事業者は、認定製品の納入先及びその納入量を記録又は帳票等により管理するとともに、5年間保存するものとする。
- 6 認定事業者は、本認定の根拠となる情報を積極的に公開するものとする。また、認定製品に関して、消費者とのコミュニケーション体制を整備するとともに、消費者からの信頼性の向上に努めるものとする。
- 7 認定製品の流通及び販売過程において、消費者との間で認定製品に係る問題が生じた場合には、認定事業者がその処理を行うものとする。

(認定製品の調達の推進等)

第14条 協議会は、施設設備の工事を発注し、又は事務用品等を購入する場合において、当該工事で必要とする資材又は当該購入用品等の品質面において同等と認められる認定製品があるときは、当該認定製品を優先的に使用するよう配慮するものとする。

(認定製品の使用の促進)

第15条 協議会は、国及び市町村に対し、認定製品の周知を図るとともに、認定製品の使用に配慮するよう要請するものとする。

- 2 協議会は、認定製品の使用が促進されるよう、県民及び事業者に対し、認定製品に関する適切な情報提供に努めるものとする。

(認定の取消)

第 16 条 協議会は、認定製品について次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、協議会は、あらかじめ取消の対象となる認定製品に係る認定事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

- (1) 認定製品が認定基準に適合しなくなったとき。
- (2) 認定事業者が第 11 条の規定による届出をしなかったとき。
- (3) 認定事業者が正当な理由なく第 13 条第 2 項及び第 20 条第 1 項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 認定事業者が偽りその他不正の手段により認定を受けたと認められるとき。
- (5) 認定事業者が第 6 条の申請者の欠格要件に該当したとき。
- (6) その他知事が特に必要と認めるとき。

2 協議会は、認定を取り消したときは、その旨を申請者に通知し、すみやかに公表するとともに、学識経験者に報告しなければならない。

3 第 1 項の認定の取消により損失が生じた場合は、認定を受けていた者がその責めを負う。

(認定の取り下げ)

第 17 条 認定事業者は、認定製品の生産を終了したとき、又は認定継続の意思を失ったときは、信州リサイクル製品認定取下届出書（様式第 8 号）により、協議会に届けなければならない。

(評価基準の変更等)

第 18 条 協議会は、必要と認めたときは、認定対象品目及び評価基準の変更、廃止及び追加（以下「評価基準の変更等」という。）を行うことができる。

- 2 協議会は、評価基準の変更等を行う場合は、学識経験者の意見を聴取することができる。
- 3 協議会は、評価基準の変更等を行った場合は、これを公表する。
- 4 認定の有効期間内は、評価基準の変更等に伴って認定製品が評価基準に適合しなくなった場合であっても、評価基準に適合しているものとみなすものとする。

(認定対象品目及び評価基準の提案)

第 19 条 認定対象品目及び評価基準等の変更及び追加について、提案しようとする事業者は、信州リサイクル製品認定制度評価基準提案書（様式第 9 号）により、協議会に提案することができる。

2 協議会は、前項の提案があったときは、前条の規定を準用し、評価基準の変更等を行うことができる。

(報告等)

第 20 条 協議会は、この制度の実施に必要な範囲内において、認定事業者から報告を求め、又は認定事業者の同意のもとに事務局職員を工場に立ち入らせ調査することができる。

2 協議会は、この制度の適正な運営のため、認定事業者に対し必要な事項の改善を求めることができる。

(書面表決)

第 21 条 協議会は、第 20 条第 2 項の改善要求をする必要が生じた場合においては、協議会の開催に代えて書面により表決を行うことができる。

(所掌)

第 22 条 この要綱に関する事務は、環境部資源循環推進課において所掌する。

(その他)

第 23 条 この要綱の施行に当たっては、認定製品以外のリサイクル製品の使用又は購入を排除するものではない。

附 則

この要綱は、平成26年11月18日から施行する。

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

この要綱は、平成30年3月13日から施行する。

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

この要綱は、令和元年10月25日から施行する。

この要綱は、令和5年11月30日から施行する。

この要綱は、令和7年3月26日から施行する。

信州リサイクル製品認定申請書

令和 年 月 日

信州リサイクル製品普及拡大協議会長 様

申 請 者

住所（本社所在地）

氏名（会社等名称）

（代表者氏名）

電話番号 （ ）

信州リサイクル製品認定制度実施要綱第5条の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定を申請します。

記

1 受けようとする認定の種類	1 リサイクル製品 2 リサイクル資材 (上記のいずれか該当する番号を○で囲むこと。)
2 品 目 (資 材) 名	
3 製 品 名	
4 製造工場の名称・所在地	
5 製 品 の 寸 法 ・ 規 格	
6 製 品 の 主 な 仕 様	

7 日本産業規格等の品質又は安全性に関する規格基準等への適合状況	
8 製品の品質・性能に関する特記事項	
9 知的所有権の取得の状況 (製品名称、製品製造技術)	
10 特別管理一般（産業）廃棄物の使用の有無	1 有 2 無 (上記のいずれか該当する番号を○で囲むこと。)
11 製品又は原材料（循環資源）の土壌関係基準適合状況	通常的使用方法において、申請製品が環境中の土壌や水等と直接接触し又は混合されるものか。 1 はい 2 いいえ (上記のいずれか該当する番号を○で囲むこと。なお、1の場合は、製品又は原材料が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることを証明する書類を添付すること。)
12 販売に関する経過及び販売開始（予定）年月	

13 製品 の 販 売 価 格	(消費税及び地方消費税の額を除く。)	
14 類似製品の販売状況 (生産者名、製品名、価格、 類似製品と比較した優位 性又は弱点)	生産者名	
	製品名	
	価 格	
	優位性又は弱点	
15 年間生産 (販売) 予定量	(積算根拠)	
16 前年生産 (販売) 実績	期間 年 月 日～ 年 月 日	
	生産数量	
	販売数量	
17 販売計画 (今後 3 年程度)		
18 販売地域・主な取扱店 (販売・PR方法も含む。)		
19 生産販売するに当たって 必要な法令、協定又は 環境基準等の遵守の状況		

20 工場等における環境の保全に関する措置の内容	
21 環境マネジメントシステムに対する企業姿勢	(1) ISO14001 認証 1 取得済 [認定証の写しを添付] 2 取得予定 (時期:) 3 予定なし (2) その他の環境マネジメントシステム (名称:) 1 取得済 [認定証等の写しを添付] 2 取得予定 (時期:) 3 予定なし
	上記(1)(2)とも取得予定なしを選択した場合はその理由
22 申請者の欠格要件の適否	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも 1 該当しない。 2 該当するものがある。 (上記のいずれか該当する番号を○で囲むこと。)
23 添付書類等	(添付した書類の番号を○で囲むこと。) 1 別紙1 循環資源利用説明書 (必須) 2 別紙2 環境負荷低減に関する自己評価書 (必須) 3 別紙3 コミュニケーション計画書 (必須) 4 別紙4 環境情報表示に関する計画書 (必須) 5 申請者が法人の場合、登記事項証明書 (個人の場合、住民票の写し) 6 会社案内・パンフレット等 7 製品又は製品の見本 8 当該製品のパンフレット及び説明書 9 製品の製造加工フロー図 10 評価基準に適合していることを証する書類 11 土壌関係基準に適合していることを証する試験結果の証明書 12 ISO14001 又はその他の環境マネジメントシステムの認定証等の写し 13 産業 (一般) 廃棄物処分業許可証等の写し 14 生産・販売に当たって必要な法規に関する証明書 15 申請者と循環資源中間処理者が異なる場合には、その関係が把握できる書類 16 様式第2号 品質審査申請書 (「リサイクル資材」の認定申請をする事業者) 17 製造工場までの略図 (様式任意) 18 その他 ()
24 その他参考事項	

(別紙 1)

循環資源利用説明書

1 循環資源の利用量

循環資源の種類	排出者 (発生場所)	中間処理者 (処理場所)	中間処理者 の処理方法	(受入形態) 中間処理者と申請者 が異なる場合に記載	年間利用量
					t
					t
					t
					t
循環資源利用量合計 (A)					t
県内循環資源利用量合計 (B)					t
循環資源全体に占める県内循環資源の占有率 (B/A)					%

※記入しきれない場合は、任意の様式によること。

申請者が、産業廃棄物処分業者の場合には産業廃棄物処分業許可証の写しを、また一般廃棄物処分業者の場合には、一般廃棄物処分業許可証の写し、又は市町村との委託契約書の写しを添付すること。

2 循環資源以外の原材料の利用量

原材料の種類	仕入先	年間利用量
		t
		t
		t
小 計		t

3 循環資源の含有率 (1 製品あたり重量比)

循環資源の種類	含有割合 (%)	その他材料の種類	含有割合 (%)
合計含有割合		合計含有割合	

4 製品の普及により期待できる具体的効果

(廃棄物の排出抑制及び循環的な資源利用に対する効果)

--

(注) 県内の中間処理施設などにおいて選別処理等が行われた後に発生する有用物については、そのものと廃棄物の出自にかかわらず県内で発生した循環資源と扱います。

(別紙2)

環境負荷の低減に関する自己評価書

項 目	評 価
(製造時の環境負荷) 1 新材からの製造に比べ、エネルギー消費の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。	A 削減する B 変わらない C 増大する
(根拠・理由)	
(輸送時の環境負荷) 2 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。	A 削減する B 変わらない C 増大する
(根拠・理由)	
(使用時・施工時・解体時の環境負荷) 3 使用時・施工時・解体時に有害物質が溶出されたり、粉じんとして排出される可能性はないか。また、土壌、水質、地下水及び大気に係る環境基準を超過させる原因とならないか。	A 可能性なし B どちらともいえない C 可能性あり
(根拠・理由)	
(廃棄時の環境負荷) 4 有害物質等を含有することにより、廃棄時に土壌、水質、地下水及び大気に係る環境基準を超過する原因とならないか。また、廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物にならないか。	A 可能性なし B どちらともいえない C 可能性あり
(根拠・理由)	
(再リサイクル) 5 再リサイクルは可能か。また、再リサイクルへの取り組みは実施しているか。	A 可能 B どちらともいえない C 不可能
(根拠・理由)	
6 その他、製品の環境への特性に関する事項	

備考：1 評価欄がAの場合は、客観的な根拠・理由を説明できる資料を添付すること。

2 根拠・理由欄に書ききれない場合は別紙とする。

(別紙3)

コミュニケーション計画書

1 情報公開

担 当 部 門				
責 任 者	職 名		氏 名	
情 報 公 開 を 受 付 け、行 う 場 所				
情 報 公 開 を 行 う 内 容				
公 開 方 法				

2 消費者からの意見聴取

担 当 部 門				
責 任 者	職 名		氏 名	
意 見 聴 取 の 方 法				
意 見 の 活 用 方 法				

3 コミュニケーション実績

区 分	賞賛件数	苦情件数	その他	計
製造過程の環境対策				
製品の環境対応				
製品の品質				

4 意見への対応状況

意見の概要	対応状況の概要

環境情報表示に関する計画書

1 認定マークの表示計画及び付記する環境情報の内容

マークを 表示する 場 所		(表示イメージ図) 
マークと と も に 表示する 内 容		

2 消費者へ提供する製品環境情報の内容

様式第2号（第7条関係）

品質審査申請書

令和 年 月 日

信州リサイクル製品普及拡大協議会長 様

申請者

住所（本社所在地）

氏名（会社等名称）

(代表者氏名)

電話番号 ()

信州リサイクル製品認定制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 品 目 （ 資 材 ） 名	
2 製造工場の名称・所在地	製品を製造する工場全てを記入
3 従 業 員 人 数	会社全体の人数： 工場別の人数：
4 承 認 等 の 有 無	有 ・ 無 承認等の名称（ ） (いずれか該当するものを○で囲み、有りの場合は承認等の名称を記入すること。)

(様式第 2 号付表)

品質審査のための提出書類

提出した書類の番号に○をつけること。(すべての書類を提出すること)

○会社の沿革に関する資料

- (1) J I S 認定工場の場合は認定書の写し
- (2) I S O 9 0 0 0 シリーズの認証を取得している場合はその写しと認証の範囲を示す書類
- (3) その他公的団体の認証評定等がある場合はそれぞれの写し

○申請製品の設備機器に関する資料

- (4) 申請製品の製造工場配置図
(複数の工場で製造されている場合は、全ての工場を提出)
- (5) 申請製品の製造機械設備及び管理の概要

○申請製品の製造規格に関する資料

- (6) 申請製品の品質管理基準 (社内規格一覧表)
(企業全般の社内規格の体系についても記載すること。)

○申請製品の製造組織体制に関する資料

- (7) 申請製品の工程の概要図
- (8) 製造会社品質管理体制 (工場の組織図)
(品質の管理推進責任者の位置づけを明確にすること。)
- (9) 申請する製品に係る苦情処理の概要

○申請製品の供給体制に関する資料

- (10) 申請する製品の月別生産量
- (11) 公共事業等への納入実績一覧

○品質の管理推進責任者に関わる資料

- (12) 品質管理推進責任者の氏名、生年月日、職名
- (13) 認定を受けようとする製品の製造に必要な技術に関する品質管理推進責任者の実務経験
- (14) 品質管理に関する品質管理推進責任者の実務経験及び専門知識の習得状況 (学歴、資格)
- (15) 品質管理推進責任者の雇用関係を証する書類 (健康保険証等の写し)



認定番号 第 号

信州リサイクル製品認定証

住 所

氏 名

信州リサイクル製品認定制度実施要綱第9条の規定により、認定を受けた製品であることを証します。

信州リサイクル製品普及拡大協議会長

長野県環境部長 氏 名 印

認 定 製 品 名

認 定 区 分

品 目 名

製造工場の名称・所在地

認 定 年 月 日 年 月 日

認定の有効期限 年 月 日

認 定 条 件

再交付

年 月 日



認定番号 第 号

信州リサイクル製品認定証

住 所

氏 名

信州リサイクル製品認定制度実施要綱第9条の規定により、認定を受けた製品であることを証します。

信州リサイクル製品普及拡大協議会長

長野県環境部長 氏 名 印

認 定 製 品 名

認 定 区 分

品 目 名

製造工場の名称・所在地

認 定 年 月 日 年 月 日

認定の有効期限 年 月 日

認 定 条 件

信州リサイクル製品認定更新申請書

令和 年 月 日

信州リサイクル製品普及拡大協議会長 様

申 請 者

住所（本社所在地）

氏名（会社等名称）

（代表者氏名）

電話番号 （ ）

信州リサイクル製品認定制度実施要綱第10条第2項の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定の更新を申請します。

記

1 更 新 す る 認 定 区 分	1 リサイクル製品 2 リサイクル資材 （上記のいずれか該当する番号を○で囲むこと。）
2 認 定 年 月 日	
3 認 定 番 号	
4 認 定 の 有 効 期 限	
5 品 目 名	
6 製 品 名	
7 生 産 開 始 年 月 日	

8 日本産業規格等の品質又は安全性に関する規格基準等への適合状況	
9 製品の品質・性能に関する特記事項	
10 知的所有権の取得の状況 (製品名称、製品製造技術)	
11 特別管理一般（産業） 廃棄物の使用の有無	1 有 2 無 (上記のいずれか該当する番号を○で囲むこと。)
12 製品又は原材料（循環資源）の土壌関係基準 適合状況	通常的使用方法において、申請製品が環境中の土壌や水等と直接接触し又は混合されるものか。 1 はい 2 いいえ (上記のいずれか該当する番号を○で囲むこと。なお、1の場合は、製品又は原材料が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることを証明する書類を添付すること。)
13 生産販売するに当たって 必要な法令、協定又は 環境基準等の遵守の状況	
14 工場等における環境の 保全に関する措置の内容	

15 環境マネジメントシステムに対する企業姿勢	(1) ISO14001 認証 1 取得済 [認定証の写しを添付] 2 取得予定 (時期:) 3 予定なし (2) その他環境マネジメントシステム (名称:) 1 取得済 [「認定証等の写し」を添付] 2 取得予定 (時期:) 3 予定なし 上記(1)(2)とも取得予定なしを選択した場合はその理由
16 申請者の欠格要件の適否	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも 1 該当しない。 2 該当するものがある。 (上記のいずれか該当する番号を○で囲むこと。)
17 添付書類等	(添付した書類の番号を○で囲むこと。) 1 別紙1 循環資源利用説明書 (必須) 2 別紙2 環境負荷低減に関する自己評価書 (必須) 3 別紙3 コミュニケーション計画書 (必須) 4 別紙4 環境情報表示に関する計画書 (必須) 5 申請者が法人の場合、登記事項証明書 (個人の場合、住民票の写し) 6 評価基準に適合していることを証する書類 7 土壌関係基準に適合していることを証する試験結果の証明書 8 ISO14001 又はその他の環境マネジメントシステムの認定証等の写し 9 産業 (一般) 廃棄物処分業許可証等の写し 10 生産・販売に当たって必要な法規に関する証明書 11 申請者と循環資源中間処理者が異なる場合には、その関係が把握できる書類 12 様式第2号 品質審査申請書 (「リサイクル資材」の更新申請をする事業者) 13 その他 ()
18 その他参考事項	

信州リサイクル製品変更届出書

令和 年 月 日

信州リサイクル製品普及拡大協議会長 様

届 出 者

住所（本社所在地）

氏名（会社等名称）

（代表者氏名）

電話番号 （ ）

信州リサイクル製品認定制度実施要綱第11条第1項の規定により、次のとおり認定製品の変更に
ついて届け出ます。

記

1 認 定 番 号	
2 認定製品名	
3 変 更 内 容	
変 更 前	変 更 後

備考 変更の内容がわかる資料を添付すること。
（例）社名、代表者名又は所在地若しくは住所の変更の場合、（申請者が法人の場合）登記事項証明書
（原本）、（申請者が個人の場合）住民票の写し

信州リサイクル製品認定証再交付申請書

令和 年 月 日

信州リサイクル製品普及拡大協議会長 様

申 請 者

住所（本社所在地）

氏名（会社等名称）

（代表者氏名）

電話番号 （ ）

信州リサイクル製品認定制度実施要綱第11条第3項の規定により、下記製品について信州リサイクル製品認定証の再交付を申請します。

記

1 製 品 名	
2 認 定 区 分	
3 品 目 名	
4 認 定 番 号	
5 認 定 年 月 日	
6 認 定 の 有 効 期 限	
7 認 定 条 件	
8 再交付が必要な理由	亡 失 ・ 滅 失 ・ 破 損 ・ 汚 損 (年月日) (理由)
	(変更前の社名、代表者名又は所在地若しくは住所)
9 添 付 書 類	(社名、代表者名又は所在地若しくは住所の変更の場合に限る。)
	1 登記事項証明書（申請者が法人の場合） 2 住民票の写し（申請者が個人の場合）

信州リサイクル製品評価基準適合状況報告書

令和 年 月 日

信州リサイクル製品普及拡大協議会長 様

報 告 者

住所（本社所在地）

氏名（会社等名称）

（代表者氏名）

電話番号 （ ）

信州リサイクル製品認定制度実施要綱第13条第2項の規定により認定を受けた製品について、評価基準への適合状況を試験又は検査しましたので、次のとおり報告します。

記

1 認 定 番 号	
2 認 定 製 品 名	
3 製 造 工 場 の 名 称 所 在 地	
4 使用する循環資源	名 称 発生場所及び発生過程 構成成分及び形態 含有割合（重量比 %）
5 日本産業規格等の品 質 又は安全性に関する 規格基準への適合状況	

備考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。
- 2 認定基準に適合していることを証する書類（事業者が行った試験、検査等の結果については、申請前3ヶ月以内に結果が判明したものに限る。また、安全性を確認するため、試験研究機関等による試験検査結果等の提出を別途求めることがあります。）を添付すること。

信州リサイクル製品販売状況等報告書

令和 年 月 日

信州リサイクル製品普及拡大協議会長 様

報 告 者

住所（本社所在地）

氏名（会社等名称）

（代表者氏名）

電話番号 （ ）

信州リサイクル製品認定制度実施要綱第13条第3項の規定により、令和 年 月 日から令和 年3月31日までの販売状況等を次のとおり報告します。

記

1 認 定 番 号			
2 認 定 製 品 名			
3 販 売 状 況 （内訳について、 別紙に記入のこと）	規 格	販売数量	販 売 額
4 使用者及び消費者の意見等			

- ・表紙の合計額と一致させてください。
- ・書ききれない場合は、行を追加するか、他何件として下さい

(様式第 7 号別紙)

認定製品名	
循環資源の種類	
認定製品の納入量の単位 (例 t、m3 など)	
認定製品の納入量 1 単位 当たりの循環資源の重量	k g

発注機関（納入先）名	納入量（単位）	販売金額（円）	備考
＜県関係＞（建設事務所・地域振興局別に記入してください。）			
	()	円	
＜市町村関係＞			
＜国関係＞			
＜民間関係＞（主要取引先について記入してください。）			

信州リサイクル製品認定取下届出書

令和 年 月 日

信州リサイクル製品普及拡大協議会長 様

届 出 者

住所（本社所在地）

氏名（会社等名称）

（代表者氏名）

電話番号 （ ）

信州リサイクル製品認定制度実施要綱第17条の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定取り下げについて届け出ます。

記

1 認 定 番 号	
2 認 定 製 品 名	
3 取 り 下 げ 理 由	

信州リサイクル製品認定制度評価基準提案書

令和 年 月 日

信州リサイクル製品普及拡大協議会長 様

提 案 者

住所（本社所在地）

氏名（会社等名称）

（代表者氏名）

電話番号 （ ）

信州リサイクル製品認定制度実施要綱第19条第1項の規定により、次のとおりリサイクル資材の対象品目及び評価基準の変更又は追加について提案します。

記

1 提案品目名	
2 提案品目の概要	
3 提案品目の環境面のメリット	
4 評価基準（案）	
5 比較対照品目名	
6 比較対照品目の選 定 理 由	
7 提案品目の用途	

（注） 1 提案品目の概要が分かる図・写真を含むシートを1枚添付すること。
2 提案内容自己チェック票・個票1・個票2を添付すること。

提案内容自己チェック票

記入要領に従って、提案内容について(1)～(3)のチェックを実施して下さい。
以下のチェックの結果、B欄すべてに○を記入できた場合は、様式と記述の根拠となる資料等の作成を開始してください。
提案資料作成後、提出の前に再度自己チェックを行い、C欄に○を記入してください。

	A	B	C
チェック項目	この項目に該当する（又は必要事項の記入、記述の根拠となる資料の添付ができない）	この項目に該当せず、必要事項の記入、記述の根拠となる資料の添付ができると思う	この項目に関して、必要事項が記入され、記述の根拠となる資料が添付されている
(1) 県は市町村等の公共工事に必要と認められるものを、または、極めて少ないものに該当しませんか？			
(2) 環境負荷低減に関する特性について、提案内容を客観的に評価するための資料がないものに該当しませんか？			
(3) 環境負荷低減以外の特性（品質確保（安全性、耐久性）の確実さやコストの適正さ等）を判断するための資料がないものに該当しませんか？			

B欄にすべて○を記入できた場合は、提案書の作成を開始してください

↓

A欄にひとつでも該当項目がある場合は
提案をご遠慮下さい

↓

C欄にすべて○を記入できた場合は、(4)を記入してください

(4) 参考情報（いずれかに○）

1. 以前自らが提案した	
2. 以前には提案していない	

以前の提案品目名称	
以前の提案者名	

提案資料一式を提出してください。



(様式第9号一個票1)

提案品目の環境負荷低減に関する特性

1 地球温暖化やエネルギー消費量の増大に関する特性

※特にない場合は、「特になし」と明記

○環境負荷低減の内容と程度に関する自己評価	●環境負荷増大が懸念される内容と程度

① 環境負荷低減の内容と程度に関する自己評価の根拠（具体的かつ定量的に説明すること。）

- ・比較対象品目のマーケット規模と当該品目のシェア拡大による環境負荷低減効果
- ・調達1単位あたり及び全体の環境負荷低減効果（以下の項目も同様）

資料No.

② 環境負荷増大が懸念される内容と程度に関する根拠（具体的かつ定量的に説明すること。）

資料No.

2 廃棄物処分量に関する特性（リサイクル関係）

※特にない場合は、「特になし」と明記

○環境負荷低減の内容と程度に関する自己評価	●環境負荷増大が懸念される内容と程度

① 環境負荷低減の内容と程度に関する自己評価の根拠（具体的かつ定量的に説明すること。）

資料No.

② 環境負荷増大が懸念される内容と程度に関する根拠（具体的かつ定量的に説明すること。）

資料No.

3 生物多様性の保全に関する特性(生物の生息環境の悪化および生態系の破壊に関する特性等)

※特にない場合は、「特になし」と明記

○環境負荷低減の内容と程度に関する自己評価	●環境負荷増大が懸念される内容と程度

① 環境負荷低減の内容と程度に関する自己評価の根拠（具体的かつ定量的に説明すること。）

資料No.

② 環境負荷増大が懸念される内容と程度に関する根拠（具体的かつ定量的に説明すること。）

資料No..

4 有害化学物質に関する特性（大気汚染・水質汚濁等）

※特にない場合は、「特になし」と明記

○環境負荷低減の内容と程度に関する自己評価	●環境負荷増大が懸念される内容と程度

① 環境負荷低減の内容と程度に関する自己評価の根拠（具体的かつ定量的に説明すること。）

資料No.

② 環境負荷増大が懸念される内容と程度に関する根拠（具体的かつ定量的に説明すること。）

資料No.

5 その他の環境負荷特性【記入： 】

※特にない場合は、「特になし」と明記

○環境負荷低減の内容と程度に関する自己評価	●環境負荷増大が懸念される内容と程度

① 環境負荷低減の内容と程度に関する自己評価の根拠（具体的かつ定量的に説明すること。）

資料No.

② 環境負荷増大が懸念される内容と程度に関する根拠（具体的かつ定量的に説明すること。）

資料No.

1 提案品目の品質基準、施工指針・基準等

①-1 有無

(ある、ない、不明より選択)

①-2 内容

	作 成 者	名 称 ・ 番 号
1		
2		
3		
4		
5		

② 根拠資料

資料 No.

1' 比較対象品目の品質基準、施工指針・基準等

①-1 有無

(ある、ない、不明より選択)

①-2 内容

	作 成 者	名 称 ・ 番 号
1		
2		
3		
4		
5		

② 根拠資料

資料 No.

2 目的物の性能を確保する条件（使用にあたっての制限条件等）

① 自己評価

--

（比較対象と比べて制約が、同等、小さい、大きい、より選択）

② 自己評価の根拠となる具体的な使用条件、使用範囲、使用方法等

資料 No.

2' 安全性・労働環境衛生性

① 自己評価

--

（比較対象と比べて危険性が、同等、低い、高い、より選択）

② 自己評価の根拠となる具体的な条件等

資料 No.

3 コスト（単位当たり価格等）

① 自己評価

--

（比較対象と比べて、同等、安価、高価、より選択）

② 自己評価の根拠となる単価等（比較対象品目と同等の性能を発揮することを前提に記載のこと。）

	提案品目	比較対象品目
単価		
単価比較の 条件(積算根 拠等)		
資料 No.		

4 供給可能地域（地域、季節による入手の難易度等）

① 自己評価

--

（比較対象と比べて、入手難易度が、同等、低い、高い、より選択）

② 自己評価の根拠となる具体的な供給可能地域

資料 No.

5 使用実績等

① 工事件数及び普及率

出荷数量、工事件数など		提案品目の普及率
提案品目	提案品目・比較対象品目を含む全体	
資料 No.		

② ①が困難な場合、比較対象と比べた普及状況についてのコメント

--

③ 提案品目の公共工事における過去3か年度の使用実績（国・県・市町村等による調達実績）

	平成 年度	平成 年度	平成 年度
数量			

④ 提案品目の使用例（国・県・市町村等）

	年度	発注者／施工箇所	工事名称	用途・使用数量	実績報告書等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
資料 No.					

⑤ 今後の普及及び価格低減の見込みと限界

--